

第18回 教育委員会会議日程

開催期日 令和2年3月27日（金）

開催時間 14時00分

開催場所 芽室町中央公民館2階図書資料室

開 会

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 前会議録の承認
- 日程第3 教育長の報告
- 日程第4 報告第37号 芽室町奨学金貸付の件（非公開）
- 日程第5 報告第38号 区域外就学認定の件（非公開）
- 日程第6 議案第64号 芽室町教育委員会事務局管理職員任免の件
- 日程第7 議案第65号 芽室町学校医委嘱の件
- 日程第8 議案第66号 芽室町学校歯科医委嘱の件
- 日程第9 議案第67号 芽室町学校薬剤師委嘱の件
- 日程第10 議案第68号 第12地区教科書採択教育委員会協議会委員代理人指定の件（非公開）
- 日程第11 議案第69号 芽室町立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則制定の件
- 日程第12 議案第70号 芽室町教育委員会行政組織規則中一部改正の件
- 日程第13 議案第71号 芽室町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則中一部改正の件
- 日程第14 議案第72号 芽室町スクールバス運行条例施行規則中一部改正の件
- 日程第15 議案第73号 芽室町学校給食センター条例施行規則中一部改正の件
- 日程第16 議案第74号 芽室町集団研修施設設置及び管理条例施行規則中一部改正の件
- 日程第17 議案第75号 芽室町スポーツ推進委員会の件

閉 会

日程第4

報告第37号

芽室町奨学金貸付の件（非公開）

芽室町奨学金貸付条例第5条第2項の規定に基づき、奨学金の貸付けを行うこととしたので、報告します。

令和2年3月27日提出

芽室町教育委員会教育長 程野 仁

日程第 5

報告第 38 号

区域外就学認定の件（非公開）

学校教育法施行令第 9 条第 1 項の規定に基づく区域外就学の認定について、報告します。

令和 2 年 3 月 27 日提出

芽室町教育委員会教育長 程野仁

日程第 6

議案第 6 4 号

芽室町教育委員会事務局管理職員任免の件

芽室町教育委員会事務委任規則第 1 条の規定に基づき、芽室町教育委員会事務局管理職員の任免を行おうとするものであります。

令和 2 年 3 月 27 日提出

芽室町教育委員会教育長 程野仁

令和2年4月1日付け芽室町教育委員会人事異動調書

No.1

命 (新)	氏 名	旧 (免)	備考 (町長部局異動先)
芽室町に出向を命ずる	松浦智幸	学校教育課長	会計管理者 (兼) 出納課長

命 (新)	氏 名	旧 (免)	備考 (町長部局異動元)
学校教育課長 (兼) 給食センター長	有澤勝昭	町長部局	保健福祉課課長

命 (新)	氏 名	旧 (免)	備考 (町長部局異動先)
芽室町農業委員会に出向を命ずる	土田雅敏	学校教育課給食センター長	農業委員会事務局へ出向 (事務局次長)

命 (新)	氏 名	旧 (免)	備考 (町長部局異動元)
学校教育課長補佐 (教育支援担当)	清末有二	町長部局	子育て支援課発達支援センター長 (兼) 発達支援係長

令和2年4月1日付け芽室町教育委員会人事異動調書

No.2

命 (新)	氏 名	旧 (免)	備考 (町長部局移動先)
芽室町に出向を命ずる	一 色 真由美 教育委員会学校教育課学校教育係 教長	教育委員会学校教育課学校教育係 教長	税務課資産税係主査
芽室町に出向を命ずる	大 橋 翔 教育委員会社会教育課スポーツ振興係 係長	教育委員会社会教育課スポーツ振興係 係長	農林課農畜産係主査

命 (新)	氏 名	旧 (免)	備考 (町長部局異動元)
学校教育課学校教育係 長	橋 本 岳	町長部局	総務課総務係
社会教育課スポーツ振興係 係長	上 田 勝哉	町長部局	商工観光課商工振興係主査

令和2年4月1日付け芽室町教育委員会人事異動調書

No.3

命 (新)	氏名	旧 (免)	備考 (町長部局異動先)
芽室町に出向を命ぜる	村上佳子	社会教育課社会教育係	総務課付

命 (新)	氏名	旧 (免)	備考 (町長部局異動元)
学校教育課給食係	平光洋太	町長部局	税務課納税係

命 (新)	氏名	旧 (免)	備考
学校教育課給食係	中島寛奈美	任期更新	任期付職員
学校教育課学校教育係	茂庭律子	4月1日採用	任期付職員
学校教育課学校教育係	清水美樹	4月1日採用	任期付職員

○芽室町教育委員会事務委任規則

昭和 52 年 11 月 16 日教委規則第 4 号

第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 1 項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げるもの以外の事務を教育長に委任する。

- (1) 教育行政の運営に関する一般方針を決定すること。
- (2) 学校その他教育機関の設置及び廃止を決定すること。
- (3) 1 件 1,000 万円を超える教育財産の取得を町長に申し出ること。
- (4) 教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について町長に意見を申し出ること。
- (5) 教育委員会規則の制定又は改廃を行うこと。
- (6) 教育長及び課長等の任免を行うこと。
- (7) 学校その他教育施設の敷地の設定及び変更を決定すること。
- (8) 1 件 1,000 万円を超える工事の計画を町長に申し出ること。
- (9) 道費負担教職員の懲戒及び任免その他の進退について内申すること。
- (10) 道費負担教職員の服務監督の一般方針を定めること。
- (11) 前 2 号に定めるもののほか、人事の一般方針を定めること。
- (12) スポーツ推進委員、社会教育委員その他の附属機関の委員を委嘱すること。
- (13) 校長、教頭、教諭その他の教育関係職員の研修の一般方針を定めること。
- (14) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を委嘱すること。
- (15) 学齢児童生徒の就学すべき学校の区域を設定し、又はこれを変更すること。
- (16) 指定文化財の指定及び解除を行うこと。
- (17) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定による点検及び評価すること。

第 2 条 教育長は、前条の規定にかかわらず、委任された事務について重要かつ異例の事態が生じたときは、これを教育委員会の決定によらなければならない。

第 3 条 教育長は、第 1 条の規定により教育長に委任された事務で重要な事項について次の教育委員会の会議にこれを報告し、承認を得なければならない。

日程第 7

議案第 65 号

茅室町学校医委嘱の件

令和 2 年 3 月 31 日付け任期満了に伴い、学校保健安全法第 23 条の規定に基づき、学校医を委嘱しようとするものであります。

令和 2 年 3 月 27 日提出

茅室町教育委員会教育長 程野仁

学校医委嘱予定者名簿

委嘱期間 令和2年4月1日～令和3年3月31日（1年間）

田 中 俊 英 (公立茅室病院)

木 田 和 宏 (公立茅室病院)

長 谷 亘 (公立茅室病院)

長 谷 一 絵 (公立茅室病院)

野 老 山 博 紀 (公立茅室病院)

○学校保健安全法

(学校医、学校歯科医及び学校薬剤師)

第二十三条 学校には、学校医を置くものとする。

- 2 大学以外の学校には、学校歯科医及び学校薬剤師を置くものとする。
- 3 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、それぞれ医師、歯科医師又は薬剤師のうちから、任命し、又は委嘱する。
- 4 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、学校における保健管理に関する専門的事項に關し、技術及び指導に從事する。
- 5 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の職務執行の準則は、文部科学省令で定める。

(平一一法一六〇・一部改正、平二〇法七三・旧第十六条繰下)

日程第8

議案第66号

芽室町学校歯科医委嘱の件

令和2年3月31日付け任期満了に伴い、学校保健安全法第23条の規定に基づき、
学校歯科医を委嘱しようとするものであります。

令和2年3月27日提出

芽室町教育委員会教育長 程野仁

学校歯科医委嘱者名簿

委嘱期間 令和2年4月1日～令和3年3月31日（1年間）

家 内 典 夫 (家内歯科医院)

藤 村 崇 央 (藤村歯科・矯正歯科医院)

正 木 俊 二 (正木歯科診療室)

篠 原 森 郎 (しのはら歯科医院)

松 井 智 幸 (松井歯科医院)

南 館 直 人 (みなみだて歯科医院)

石 垣 徹 (いしがき歯科クリニック)

今 井 崇 (めむろだいいち歯科クリニック)

日程第9

議案第67号

茅室町学校薬剤師委嘱の件

令和2年3月31日付け任期満了に伴い、学校保健安全法第23条の規定に基づき、
学校薬剤師を委嘱しようとするものであります。

令和2年3月26日提出

茅室町教育委員会教育長 程野仁

学校薬剤師委嘱予定者名簿

委嘱期間 令和2年4月1日～令和3年3月31日（1年間）

曾根義継

横井康男（すまいる薬局なかむら）

日程第 10

議案第 68 号

第 12 地区教科書採択教育委員会協議会委員代理者選任の件（非公開）

第 12 地区教科書採択教育委員会協議会規約第 9 条第 2 項ただし書きの規定に基づき、委員代理者を選任しようとするものあります。

令和 2 年 3 月 27 日提出

芽室町教育委員会教育長 程野仁

日程第 1 1

議案第 6 9 号

芽室町立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則制定の件

芽室町立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則を制定しようとす
るものであります。

令和 2 年 3 月 2 7 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

芽室町立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則

(趣旨)

第1条 この教育委員会規則は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年北海道条例第61号。以下「給特条例」という。）第8条に基づき、教育職員（給特条例第2条第2項に規定する教育職員のうち、芽室町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の所管する小学校及び中学校（以下「小中学校」という。）に勤務する者をいう。以下同じ。）の健康及び福祉を確保することにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育委員会の所管する小中学校の教育職員が正規の勤務時間（芽室町立学校管理規則（昭和51年教育委員会規則第6号）第10条の規定による勤務時間をいう。以下同じ。）及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(教育職員の業務量の適切な管理等)

第2条 教育委員会は、その所管する小中学校の教育職員が業務を行う時間（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。以下「給特法」という。）第7条の指針に規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（給特法第6条第3項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次の各号に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

(1) 1か月について 45時間

(2) 1年について 360時間

2 教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

(1) 1か月について 100時間未満

(2) 1年について 720時間

- (3) 1か月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1か月、2か月、3か月、4か月及び5か月の期間を加えたそれぞれの期間において
1か月当たりの平均時間について80時間
- (4) 1年のうち1か月において所定の勤務時間以外の時間において45
時間を超えて業務を行う月数について6か月
- 3 前2項に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この教育委員会規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和2年8月31日までの間におけるこの教育委員会規則第2条第2項第3号の規定の適用については、同号中「5か月の期間」とあるのは、「5か月の期間（令和2年4月以後の期間に限る。）」とする。

日程第 1 2

議案第 70 号

芽室町教育委員会行政組織規則中一部改正の件

芽室町教育委員会行政組織規則の一部を改正しようとするものであります。

令和 2 年 3 月 27 日提出

芽室町教育委員会教育長 程野仁

芽室町教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

芽室町教育委員会行政組織規則（平成7年教委規則第6号）の一部を次のように改正する。

第13条の表中公務補の項を削り、同表に次のように加える。

臨時教諭	上司の命を受け、教育に従事する。
------	------------------

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

芽室町教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則[新旧対照表]

改正案	現 行	
(職務)	(職務)	
第13条 前条に定める役職及び役職以外の職務は、次のとおりとする。	第13条 前条に定める役職及び役職以外の職務は、次のとおりとする。	
職	職務	職務
—略—		
臨時教諭	上司の命を受け、教育に従事する。	上司の命を受け、 <u>教育</u> など ^の 業務に従事する。
附則	この規則は、令和2年4月1日から施行する。	

○芽室町教育委員会行政組織規則

平成7年3月31日教委規則第6号

改正

平成9年10月1日教育委員会規則第5号
平成10年5月29日教育委員会規則第11号
平成11年3月25日教育委員会規則第4号
平成11年5月31日教育委員会規則第15号
平成12年3月28日教育委員会規則第4号
平成15年3月25日教育委員会規則第1号
平成16年3月25日教育委員会規則第9号
平成18年3月24日教育委員会規則第2号
平成20年3月26日教育委員会規則第2号
平成21年2月16日教育委員会規則第1号
平成21年12月25日教育委員会規則第7号
平成23年9月30日教育委員会規則第5号
平成24年3月30日教育委員会規則第5号
平成27年3月17日教育委員会規則第7号
平成30年3月30日教育委員会規則第3号

芽室町教育委員会行政組織規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「地教行法」という。）の規定に基づき芽室町教育委員会（以下「委員会」という。）の事務を処理させるための組織について必要な事項を定めることを目的とする。

(事務局)

第2条 事務局の名称は、芽室町教育委員会事務局（以下「事務局」という。）といふ。

(機関の区分)

第3条 行政組織を構成する機関を分けて、本庁及び所管機関とする。

2 本庁とは、地教行法第21条の事務を処理するため設置する課をいう。

3 所管機関とは、地教行法第21条の事務を所掌させるため、同法第30条の規定に基

づき本庁の外に設ける機関をいう。

(臨時又は特別の事務の組織等)

第4条 委員会は、臨時又は特別の事務でこの規則で定める組織により処理することが不適当なものについては、別に必要な組織を設け、又は職員をして当該事務を処理させることができる。

第2章 本庁

(事務局)

第5条 事務局に課及び係を置く。

2 事務局に置く課及び係は、次の表のとおりとする。

課	係
学校教育課	総務係・学校教育係
社会教育課	社会教育係・スポーツ振興係

(学校教育課の分掌事務)

第6条 学校教育課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 教育委員会の会議及び総合調整に関すること。
- (2) 職員の人事及び給与に関すること。
- (3) 教育委員会の財務に関すること。
- (4) 学校の設置及び廃止に関すること。
- (5) 教育財産の管理に関すること。
- (6) 学校教育に関すること。
- (7) その他学校教育行政一般に関すること。

(社会教育課の分掌事務)

第7条 社会教育課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 社会教育に関すること。
- (2) 社会教育団体に関すること。
- (3) 社会教育施設の設置、管理運営並びに廃止に関すること。
- (4) 芸術文化に関すること。
- (5) その他社会教育行政一般に関すること。

(分掌事務)

第8条 学校教育課各係の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 総務係

- ア 教育委員会の会議に関すること。
- イ 儀式、褒章及び表彰に関すること。
- ウ 教育委員会の条例、規則、規程の制定又は改廃に関すること。
- エ 事務局、教職員その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
- オ 職員の進退、賞罰、服務、給与、福利及び研修に関すること。
- カ 学校の設置、管理及び廃止に関すること。
- キ 通学区域に関すること。
- ク 教育財産の管理並びに取得、処分の申し立てに関すること。
- ケ 公印の管理に関すること。
- コ 教育行政相談に関すること。
- サ 他の課、係との連絡調整に関すること。
- シ 他の課、係の所管に属さない事項に関すること。

(2) 学校教育係

- ア 学級編制に関すること。
- イ 教科内容及びその取扱いに関すること。
- ウ 教科書その他の教材の取り扱いに関すること。
- エ 教職員の研修及び福利厚生に関すること。
- オ 学校保健及び学校安全に関すること。
- カ 児童・生徒の就学奨励及び援助に関すること。
- キ スクールバスの運行に関すること。
- ク 教育研究所及び学校教育振興会の連絡調整に関すること。
- ケ その他学校教育に関すること。

第9条 社会教育課各係の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 社会教育係

- ア 社会教育委員に関すること。
- イ 社会教育の推進に関すること。
- ウ 青少年教育、婦人、高齢者等成人教育に関すること。
- エ 講座の開設及び討論会、講演会、展示会その他の集会の開催並びに奨励に関すること。
- オ 社会教育団体の指導育成に関すること。
- カ 社会教育のために必要な情報、資料の提供に関すること。

- キ 芸術文化に関すること。
- ク 文化財の保護に関すること。
- ケ 集団研修施設の管理運営に関すること。
- コ ふるさと歴史館の管理運営に関すること。
- サ その他生涯学習の推進に関すること。
- シ 公民館の管理運営に関すること。
- ス 公民館事業の計画及び実施に関すること。
- セ その他公民館活動に関すること。
- ソ 他の係の所管に属さない事項に関すること。

(2) スポーツ振興係

- ア 社会体育施設の管理運営に関すること。
- イ スポーツ振興に関すること。
- ウ 学校体育施設に関すること。
- エ スポーツ推進委員に関すること。
- オ 体育団体の指導育成に関すること。
- カ その他体育振興に関すること。

第3章 所管機関

(学校教育課に属する所管機関の分掌事務)

第10条 学校教育課に属する所管機関の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 給食センター

芽室町学校給食センター条例（昭和49年条例第37号）により設置された施設の設置及び管理運営事務を所掌し、内部組織及び分掌事務は、別に定める。

(社会教育課に属する所管機関の分掌事務)

第11条 社会教育課に属する所管機関の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 図書館

芽室町図書館設置及び管理条例（平成12年条例第8号）により設置された施設の設置及び管理運営事務を所掌し、内部組織及び分掌事務は、別に定める。

第4章 職制

第1節 本庁の職制

(職員の配置)

第12条 課に課長を置く。

2 係に係長を置く。

3 前2項に定めるもののほか、必要に応じて参事、課長補佐、主査、主任を置くことができる。

(職務)

第13条 前条に定める役職及び役職以外の職務は、次のとおりとする。

職	職務
課長	上司の命を受け課の分掌事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
参事	上司の命を受け特命事項に関する事務及び課の特定又は専門的な事務を掌理し、所管の職員を指揮監督する。
課長補佐	課長を補佐し、上司の命を受け課の事務又は専門技術に関する業務を整理するとともに、所属の職員を指揮監督する。
係長	上司の命を受け係の分掌事務を処理し、事務に従事する職員を指導する。
主査	上司の命を受け、当該組織の主管に属する特定の事務を処理するとともに、当該事務に従事する職員を指導する。
主任	上司の命を受け、係の専門の事務又は技術に関する業務に従事する。
社会教育主事	上司の命を受け、社会教育に関する専門的事務に従事する。
主事	上司の命を受け、事務に従事する。
技師	上司の命を受け、技術に従事する。
社会教育主事補	上司の命を受け、社会教育に関する専門的事務の補助に従事する。
臨時教諭	上司の命を受け、教育に従事する。

第2節 雜則

(臨時又は特別の組織に置く職及びその職務)

第14条 第4条の規定により設置する臨時又は特別の組織に置く職及びその職務については、その都度教育長が定める。

(特例)

第15条 教育長が特に必要と認めたときは、第8条から第10条までの規定にかかわらず、適宜所管課又は係の事務を他課又は他係へ分掌せしめ、又は分掌事務にかかわらず、事務の繁閑により相互補助させることができる。

(準用規定)

第16条 この規則に定めるもののほか、職員の服務等については、芽室町の例による。

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

日程第 1 3

議案第 7 1 号

茅室町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則中一部
改正の件

茅室町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正しよう
とするものであります。

令和 2 年 3 月 2 7 日提出

茅室町教育委員会教育長 程 野 仁

芽室町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する
規則

芽室町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（平成31年教委規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第47条の6」を「第47条の5」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

芽室町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則[新旧対照表]

改正案	現 行
(目的) 第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和31年法律第162号) 第47条の5の規定に基づき設置する学校運営協議会(以下「協議会」という。)に關し、必要な事項を定め、学校の運営に關して芽室町教育委員会(以下「教育委員会」という。)及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の学校運営への参画の促進及び連携強化を図り、もって、学校、保護者及び地域の住民との信頼関係を深め、学校運営の改善及び児童生徒の健全育成に寄与することを目的とする。	(目的) 第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和31年法律第162号) 第47条の6の規定に基づき設置する学校運営協議会(以下「協議会」という。)に關し、必要な事項を定め、学校の運営に關して芽室町教育委員会(以下「教育委員会」という。)及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の学校運営への参画の促進及び連携強化を図り、もって、学校、保護者及び地域の住民との信頼関係を深め、学校運営の改善及び児童生徒の健全育成に寄与することを目的とする。

○芽室町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則

平成31年2月28日教委規則第1号

芽室町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第47条の6の規定に基づき設置する学校運営協議会(以下「協議会」という。)に関し、必要な事項を定め、学校の運営に関して芽室町教育委員会(以下「教育委員会」という。)及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の学校運営への参画の促進及び連携強化を図り、もって、学校、保護者及び地域の住民との信頼関係を深め、学校運営の改善及び児童生徒の健全育成に寄与することを目的とする。

(設置)

第2条 教育委員会は、前条の目的を達成するために、その所管する学校ごとに協議会を設置することができる。ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、二以上の学校について一つの協議会を設置することができる。

2 協議会の設置に当たっては、校長からの申請によることができる。この場合において、教育委員会は、校長から提出される設置の狙い等が記載された申請書を考慮した上で、前条の趣旨に沿うと認める場合には、協議会を設置することができる。

3 協議会の設置に当たっては、各学校の保護者、地域住民及び校長の意見を反映するよう努めるものとする。

(委員)

第3条 協議会の委員(以下「委員」という。)は、15人(二以上の学校について一つの協議会を設置する場合にあっては、20人)以内とし、校長の推薦を受け、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。ただし、次の第4号に規定する校長については、校長の推薦を要しないものとする。

- (1) 地域住民
- (2) 保護者
- (3) 協議会を設置する学校(以下「設置学校」という。)の運営に資する活動を行ふ者
- (4) 設置学校の校長、その他教職員
- (5) 学識経験者
- (6) 関係行政機関の職員

- (7) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適當と認める者
- 2 委員に欠員が生じたときは、教育委員会は、速やかに新たな委員を任命するものとする。
- 3 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する非常勤の特別職の身分を有する。

(任用)

第4条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、任期途中の委員の交代等に伴う後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(守秘義務等)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 前項のほか、委員は次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。
 - (2) 委員の地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
 - (3) その他協議会及び設置学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。

(報償)

第6条 協議会の開催に係り、委員には1回の会議出席ごとに報償費を支払うものとし、報償費の金額は、別に定める。

(協議会の役割)

第7条 設置学校の校長は、設置学校の運営に関して、毎年度次に掲げる事項について、協議会の承認を受けるものとする。

- (1) 教育目標及び学校経営計画
 - (2) 教育課程の編成に関する基本方針
 - (3) その他校長が必要と認める事項
- 2 校長は、前項の規定により承認を得た基本的な方針等に従って、その権限と責任において学校運営を行うものとする。
 - 3 協議会は、第1項各号に掲げる事項のほか、設置学校の運営に関することについて、教育委員会又は当該設置学校の校長に対して意見を述べることができる。
 - 4 協議会は、第2条に定める趣旨を踏まえ、設置学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、教育委員会に対して意見を述べることができる。
 - 5 協議会は、前2項の規定により教育委員会に意見を述べるときは、あらかじめ、当該設置学校の校長の意見を聞くものとする。

(学校運営等に関する評価)

第8条 協議会は、毎年度1回以上、設置学校の運営状況等について、評価を行うものとする。

(住民の参画促進等の情報提供)

第9条 協議会は、設置学校の運営について、保護者や地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めなければならない。

2 協議会は、保護者や地域住民等に対して、その活動状況に関する情報を積極的に発信するとともに、保護者や地域住民等の意見、要望等を把握し、その運営に反映するよう努めなければならない。

(協議会の組織)

第10条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。ただし、当該設置学校の校長その他教職員を会長又は副会長に選出することはできない。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の運営)

第11条 会長は、校長と協議の上、協議会の会議を招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は会長の決するところによる。

4 会長は、必要があるときは、校長と協議の上、委員以外の第三者に会議の出席を求め、意見を聞くことができる。

(会議の公開)

第12条 協議会の会議は、原則公開とする。ただし、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。会長は、傍聴人が指示に従わないときは、退場させることができる。

(研修等)

第13条 教育委員会は、委員に対して、協議会において必要な事項について正しい理解を得るために、必要な研修等を行うものとする。

(指導及び助言)

第14条 教育委員会は、協議会の運営状況について的確な把握を行い、必要に応じて
協議会に対して指導及び助言を行うものとする。

2 教育委員会及び設置学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができる
よう必要な情報提供に努めなければならない。

(委員の解任)

第15条 委員会は、委員から辞任の申出があったときのほか、委員が次の各号のいづ
れかに該当すると認められるときは、委員を解任することができる。

- (1) 第5条に違反したとき
 - (2) 心身の故障のため、職務を遂行することができないとき
 - (3) 第3条第1項各号に定める者に該当しなくなったとき
 - (4) 前各号に定めるもののほか、その他、解任するに相当する事由が認められる
とき
- 2 設置学校の校長は、委員が前項各号のいづれかに該当すると認めるときは、速や
かに教育委員会に報告しなければならない。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が
別に定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

様式（第2条第2項関係）

日程第 1 4

議案第 7 2 号

芽室町スクールバス運行条例施行規則中一部改正の件

芽室町スクールバス運行条例施行規則の一部を改正しようとするものであります。

令和 2 年 3 月 27 日提出

芽室町教育委員会教育長 程野 仁

芽室町スクールバス運行条例施行規則の一部を改正する規則

芽室町スクールバス運行条例施行規則(平成11年教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

	路線名	運行区間
1	西土狩・美蔓線	芽室 西土狩 国見 芽室太 美蔓 高岩
2	北明・美蔓線	芽室 北明 西土狩 芽室太 美蔓 祥栄 関山 高岩
3	祥栄・平和線	芽室 平和 北明 芽室太 祥栄 関山 高岩
4	芽室太・関山・毛根線	芽室 芽室太 毛根 上関山 関山 高岩
5	上芽室・渋山・新朝日線	芽室 高岩 報国 報徳 渋山 新朝日 上芽室
6	報国・上渋山線	芽室 高岩 報国 渋山 渋山南
7	上伏古・中伏古(6線経由)線	芽室 新生 北伏古 中伏古 坂の上 共栄 上伏古
8	栄・北伏古線	芽室 新生 北伏古 中伏古 栄
9	坂の上・上伏古(10線経由)線	芽室 新生 博進 坂の上 明友 上伏古
10	北上美生・新美生線	上美生 北上美生 新美生
11	美生・新嵐山・上美生線	芽室 高岩 美生 上美生
12	北伏古・大成・日甜線	芽室 下美生 日甜 大成 新生 北伏古
13	上美生・西伏美・雄馬別線	上美生 雄馬別 西伏美 東伏美
14	国道経由 上芽室・西芽室線	上芽室 西芽室 芽室 高岩

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

茅室町スクールバス運行条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正案		現 行	
別表 (第2条関係)			
	路線名	運行区間	路線名
1	西士狩・美姫線	茅室 西士狩 園児 幸室太 美姫 高岩	茅室 西士狩 園見 幸室太 美姫 高岩
2	北明・美姫線	茅室 北明 西士狩 幸室太 美姫 洋栄 茅室 関山 高岩	茅室 北明 西士狩 幸室太 美姫 洋栄 関山 高岩
3	洋栄・平和線	茅室 平和 北明 幸室太 洋栄 関山 高岩	茅室 平和 北明 幸室太 洋栄 関山 高岩
4	幸室太・関山・毛根線	茅室 幸室太 毛根 上関山 関山 高岩	茅室 幸室太 毛根 上関山 関山 高岩
5	上茅室・波山・新湖日線	茅室 高岩 報国 報徳 波山 新湖日 上茅室	茅室 高岩 報国 報徳 波山 新湖日 上茅室
6	報国・上波山線	茅室 高岩 報国 波山 滝山南	茅室 高岩 報国 波山 滝山南
7	上伏古・中伏古 (6線経由) 線	茅室 新生 北伏古 中伏古 坂の上 其栄 上伏古	茅室 新生 北伏古 中伏古 坂の上 其栄 上伏古
8	柴・北伏古線	茅室 新生 北伏古 中伏古 柴	茅室 新生 北伏古 中伏古 柴
9	坂の上・上伏古 (10線経由) 線	茅室 新生 博進 坂の上 明友 上伏古	茅室 新生 博進 坂の上 明友 上伏古
10	北上美生・新美生線	茅室 新生 北上美生 新美生 上美生 北上美生 新美生	茅室 新生 北上美生 新美生 上美生 北上美生 新美生
11	美生・新嵐山・上美生線	茅室 高岩 美生 上美生	茅室 高岩 美生 上美生
12	北伏古・大成・日甜線	茅室 下美生 日甜 大成 新生 北伏古	茅室 下美生 日甜 大成 新生 北伏古
13	上美生・西伏美・雄馬別線	上美生 雄馬別 西伏美 東伏美	上美生 雄馬別 西伏美 東伏美
14	國道経由・上茅室・西茅室線	上茅室 西茅室 茅室 茅室	上茅室 西茅室 茅室 茅室

附 則	改正案	現 行
<u>この規則は、令和2年4月1日から施行する。</u>		

○芽室町スクールバス運行条例施行規則

平成11年3月25日教委規則第7号

改正

平成12年3月28日教育委員会規則第8号

平成13年3月27日教育委員会規則第2号

平成14年3月27日教育委員会規則第3号

平成15年3月25日教育委員会規則第8号

平成21年3月27日教育委員会規則第3号

平成25年6月27日教育委員会規則第3号

平成29年3月28日教育委員会規則第8号

芽室町スクールバス運行条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、芽室町スクールバス運行条例（平成20年条例第37号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(運行等)

第2条 条例第2条第1号によるスクールバスの路線及び運行区間は、別表とし、運行時間は別に定める。ただし、教育長が特に必要と認めるときは、路線及び運行区間を変更することができる。

2 条例第2条第2項の規定により使用しようとする者は、スクールバス等の運行申込書（第1号様式）を使用日の2週間前までに教育長に提出しなければならない。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

(運行通知)

第3条 前条のスクールバス等の運行申込書を受理した場合は、申し込み者にスクールバス等の運行通知書（第2号様式）を送付するものとする。

(運休日)

第4条 スクールバスの運休日は、次のとおりとする。ただし、教育長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月31日から翌年の1月5日までの日（前2号に掲げる日を除く。）
- (4) 風水害等自然条件及び道路事情により運行が不可能になったとき。

(乗車する者の遵守事項)

第5条 スクールバスに乗車する者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 車内の清潔を保持すること。
- (2) 車内の設備及び車体を損傷しないこと。
- (3) 運行中車内で騒いだり又は飲食をしないこと。
- (4) 乗降には運転手又は係員の指示に従うこと。
- (5) その他、他の法律に違反する行為をしないこと。

(運行事務)

第6条 スクールバスの運行に関する事務の主管は教育委員会学校教育課とする。

(教育長への委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年教委規則第8号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年教委規則第2号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年教委規則第3号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年教委規則第8号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成21年教委規則第3号）

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(スクールバスに乗務する職員の勤務時間の特例に関する規則の廃止)

2 スクールバスに乗務する職員の勤務時間の特例に関する規則（平成11年茅室町教育委員会規則第11号）は、廃止する。

附 則（平成25年6月27日教委規則第3号）

この規則は、平成25年7月1日から施行する。

附 則（平成29年3月28日教委規則第8号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

	路線名	運行区間
1	西土狩・美蔓線	芽室 西土狩 国見 芽室太 美蔓 高岩
2	北明・美蔓線	芽室 北明 西土狩 芽室太 美蔓 祥栄 関山 高岩
3	祥栄・平和線	芽室 平和 北明 芽室太 祥栄 関山 高岩
4	芽室太・関山・毛根線	芽室 芽室太 毛根 上関山 関山 高岩
5	上芽室・渋山・新朝日線	芽室 高岩 報国 報徳 渋山 新朝日 上芽室
6	報国・上渋山線	芽室 高岩 報国 渋山 渋山南
7	上伏古・中伏古(6線経由)線	芽室 新生 北伏古 中伏古 坂の上 共 栄 上伏古
8	栄・北伏古線	芽室 新生 北伏古 中伏古 栄
9	坂の上・上伏古(10線経由)線	芽室 新生 博進 坂の上 朋友 上伏古
10	北上美生・新美生線	上美生 北上美生 新美生
11	美生・新嵐山・上美生線	芽室 高岩 美生 上美生
12	北伏古・大成・日甜線	芽室 下美生 日甜 大成 新生 北伏古
13	上美生・西伏美・雄馬別線	上美生 雄馬別 西伏美 東伏美
14	国道経由 上芽室・西芽室線	上芽室 西芽室 芽室 高岩

様式（省略）

日程第 1 5

議案第 7 3 号

芽室町学校給食センター条例施行規則中一部改正の件

芽室町学校給食センター条例施行規則の一部を改正しようとするものであります。

令和 2 年 3 月 2 7 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

芽室町学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則

芽室町学校給食センター条例施行規則（昭和49年教委規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「のほか次の職員」を「、専門員その他必要な職員を」に改め、「事務職員、栄養士又は専門員、調理員」を削る。

第3条第2項中「必要に応じて主査、主任を置くことができる」を「必要に応じて職員を置くことができる」に改める。

第4条第3項中「主査は上司の命を受け、当該組織の専門の事務及び業務を処理し、事務及び業務に従事する職員を指導する」を「専門員その他必要な職員は、上司の命を受け、センターの業務を処理する」に改め、同条第4項を削り、同条第5項中「栄養士又は」を削り、同項を同条第4項とし、同条第6項を削る。

第6条の2の見出し及び同条第1項中「栄養士及び」を削る。

第6条の3第6項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第7項とする。

第6条の3第5項中「一日当たり」を「一日当たり」に改め、同項を同条第6項とする。

第6条の3第4項中「すでに」を「既に」に改め、同項を同条第5項とする。

第6条の3第3項中「この場合において」のあとに「、」を加え、同項を同条第4項とする。

第6条の3第2項を「前2項に定める学校給食費は、年間基準日数に1食当たりの単価を乗じ、11で除した額を5月から翌年3月までに納入するものとする。ただし、給食日数を11で除しきれない学校給食費は5月に納入するものとする」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項の規定により保護者が負担する児童・生徒に係る学校給食費は前項の規定によらず次のとおりとする。

小学校児童 1食当たり 232円

中学校生徒 1食当たり 282円

第6条の3第1項中「232」を「254」に、「282」を「304」に改め、同条を第6条の4とし、第6条の2の次に次の1条を加える。

（給食日数の基準）

第6条の3 学校給食日数の基準は198日とする。ただし、中学校第3学年は193日とする。

2 前項に定める基準日数は、各学校、各学年の給食日数に応じてそれぞれ変更す

ることができる。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

芽室町学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正案	現 行
(職員) 第2条 芽室町学校給食センター（以下「センター」という。）に センター長、専門員その他必要な職員を置く。	(職員) 第2条 芽室町学校給食センター（以下「センター」という。）に センター長のほか次の職員を置く。 <u>事務職員、栄養士又は専門員、調理員</u>
(組織) 第3条 一略— 2 前項に定めるもののはか、必要に応じて職員を置くことができる。 3 一略—	(組織) 第3条 一略— 2 前項に定めるもののはか、必要に応じて主査、主任を置くこと ができる。 3 一略—
(職務) 第4条 一略— 2 一略— 3 専門員その他必要な職員は、上司の命を受け、センターの業務 を処理する。	(職務) 第4条 一略— 2 一略— 3 主査は上司の命を受け、当該組織の専門の事務及び業務を処理 し、事務及び業務に従事する職員を指導する。 4 主任は、上司の命を受ける専門の事務に関する業務に従事す る。
4 専門員は、給食の献立作成及び食生活の合理化、栄養の改善、 健康の増進に関する事項を掌る。	5 栄養士又は専門員は、給食の献立作成及び食生活の合理化、栄 養の改善、健康の増進に関する事項を掌る。 6 調理員は、給食の調理及び調理に付隨する業務に従事する。

改正案

現 行

(専門員の休暇等)

第6条の2 専門員は、毎日曜日及び毎土曜日は勤務を要しない日とする。ただし、センター長が勤務を必要と認めたときを命ずることができる。
2 一略—

(栄養士及び専門員の休暇等)

第6条の2 栄養士及び専門員は、毎日曜日及び毎土曜日は勤務を要しない日とする。ただし、センター長が勤務を必要と認めたときは、勤務を命ずることができる。
2 一略—

(給食日数の基準)

第6条の3 学校給食日数の基準は198日とする。ただし、中学校第3学年は193日とする。
2 前項に定める基準日数は、各学校、各学年の給食日数に応じてそれぞれ変更することができる。

(学校給食費)

第6条の4 学校給食費（以下「給食費」という。）の額は、学校給食実施基準で定めた学校給食摂取基準により、次のとおり定める。

小学生 1食当たり 254円
中学生 1食当たり 304円

2 学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項の規定により保護者が負担する児童・生徒に係る学校給食費は前項の規定によらず次のとおりとする。
小学校児童 1食当たり 232円

(学校給食費)

第6条の3 学校給食費（以下「給食費」という。）の額は、学校給食実施基準で定めた学校給食摂取基準により、次のとおり定める。

小学生 1食当たり 232円
中学生 1食当たり 282円

改正案	現 行
<u>中学校生徒 1食当たり 282円</u>	
<u>3 前2項に定める学校給食費は、年間基準日数に1食当たりの単価を乗じ、11で除した額を5月から翌年3月までに納入するものとする。ただし、給食日数を11で除しきれない学校給食費は5月に納入するものとする。</u>	<u>2 前項に規定する給食費は、学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項の規定により保護者が負担する給食費として毎月25日までにその月分を徴収する。</u>
<u>4 第1項に規定する給食費は、次の各号のいづれかに該当したときは、これを減額することができる。</u>	<u>3 第1項に規定する給食費は、次の各号のいづれかに該当したときは、これを減額することができます。</u>
(1) 一略	(1) 一略
(2) 児童生徒等が病気、事故その他の理由により弓続き7日以上給食を受けなかつたとき。ただし、この場合において、保護者は、あらかじめ教育委員会に届出なければならない。	(2) 児童生徒等が病気、事故その他の理由により弓続き7日以上給食を受けなかつたとき。ただし、この場合において保護者は、あらかじめ教育委員会に届出なければならぬ。
<u>5 前項に規定する減額の理由が生じたときであっても、教育委員会への届出が遅延したことにより既に当該児童生徒等に供する給食の仕込みがあつたときは、その日の給食費は減額しないものとする。</u>	<u>4 前項に規定する減額の理由が生じたときであっても、教育委員会への届出が遅延したことによりすでに当該児童生徒等に供する給食の仕込みがあつたときは、その日の給食費は減額しないものとする。</u>
<u>6 給食費の減額は、1日当たりの給食費に給食を受けなかつた日数を乗じて得た額とする。</u>	<u>5 給食費の減額は、1日当たりの給食費に給食を受けなかつた日数を乗じて得た額とする。</u>
<u>7 第4項第1号の規定による理由が発生したときの減額は、その都度、同項第2号に規定する理由が発生したときの減額は、当該年度の給食の供給が完了したときに精算する。</u>	<u>6 第3項第1号の規定による理由が発生したときの減額は、その都度、同項第2号に規定する理由が発生したときの減額は、当該年度の給食の供給が完了したときに精算する。</u>

○芽室町学校給食センター条例施行規則

昭和49年4月18日教委規則第1号

(目的)

第1条 芽室町学校給食センター条例（昭和49年条例第37号）第7条の規定に基づき、この条例の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(職員)

第2条 芽室町学校給食センター（以下「センター」という。）にセンター長、専門員その他必要な職員を置く。

(組織)

第3条 センターに給食係を置き係に係長を置く。

- 2 前項に定めるもののほか、必要に応じて職員を置くことができる。
- 3 センターの業務は、次のとおりとする。
 - (1) センターの運営管理に関すること。
 - (2) 学校給食（以下「給食」という。）の供給に関すること。
 - (3) 学校給食運営協議会（以下「協議会」という。）に関すること。
 - (4) 納入の向上発展に関すること。
 - (5) その他給食に関すること。

(職務)

第4条 センター長は、課長の命を受けて、センターを管理し、所属職員を指揮監督する。

- 2 係長は、上司の命を受け係の事務及び業務を処理し、事務及び業務に従事する職員を指導する。
- 3 専門員その他必要な職員は、上司の命を受け、センターの業務を処理する。
- 4 専門員は、給食の献立作成及び食生活の合理化、栄養の改善、健康の増進に関する事項を掌る。

(専門員)

第5条 専門員は、別に定める基準により市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する栄養教諭及び学校栄養職員のうちから充てる。

(勤務時間の例外等)

第6条 センター長は必要と認めるときは1日の勤務時間を超えない範囲内で執務時間を変更し、又は休日等に勤務を命ずることができる。

- 2 前項の規定により休日等に勤務した職員に代日休暇を与えることができる。

(専門員の休暇等)

第6条の2 専門員は、毎日曜日及び毎土曜日は勤務を要しない日とする。ただし、センター長が勤務を必要と認めたときは、勤務を命ずることができる。

2 前項の規定による勤務を要しない日の勤務についてセンター長は、振替休暇を与えることができる。

(給食日数の基準)

第6条の3 学校給食日数の基準は198日とする。ただし、中学校第3学年は193日とする。

2 前項に定める基準日数は、各学校、各学年の給食日数に応じてそれぞれ変更することができる。

(学校給食費)

第6条の4 学校給食費（以下「給食費」という。）の額は、学校給食実施基準で定めた学校給食摂取基準により、次のとおり定める。

小学生 1食当たり 254円

中学生 1食当たり 304円

2 学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項の規定により保護者が負担する児童・生徒に係る学校給食費は前項の規定によらず次のとおりとする。

小学校児童 1食当たり 232円

中学校生徒 1食当たり 282円

3 前2項に定める学校給食費は給食費は、年間基準日数に1食当たりの単価を乗じ、11で除した額を5月から翌年3月までに納入するものとする。ただし、給食日数を11で除しきれない学校給食費は5月に納入するものとする。

4 第1項に規定する給食費は、次の各号のいずれかに該当したときは、これを減額することができる。

(1) 児童生徒等が月の中途中で、転入及び転出又は死亡したとき。

(2) 児童生徒等が病気、事故その他の理由により引続き7日以上給食を受けなかったとき。ただし、この場合において、保護者は、あらかじめ教育委員会に届出なければならない。

5 前項に規定する減額の理由が生じたときであっても、教育委員会への届出が遅延したことにより既に当該児童生徒等に供する給食の仕込みがあったときは、その日の給食費は減額しないものとする。

6 給食費の減額は、1日当たりの給食費に給食を受けなかつた日数を乗じて得た

額とする。

7 第4項第1号の規定による理由が発生したときの減額は、その都度、同項第2号に規定する理由が発生したときの減額は、当該年度の給食の供給が完了したときに精算する。

(協議会事務局)

第7条 協議会事務局は、センター内に置く。

(協議会の組織)

第8条 協議会は、委員14人以内をもって組織し、学校及び関係行政機関の職員及び関係団体の代表者並びに学識経験者のうちから教育委員会が委嘱する。

2 前項に規定する委員の任期は2年とし、補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(協議会の業務)

第9条 協議会は、次の業務を行う。

- (1) 衛生管理の徹底についての協力及び助言
- (2) 給食内容、給食計画についての意見調整
- (3) 保護者からの給食費徴収及び納入の助長
- (4) その他必要とする業務

(協議会の役員)

第10条 協議会に会長1人、副会長2人を置き、委員の互選により決める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(協議会の会議)

第11条 協議会の会議は、会長が招集し、その会議の議長をつとめる。

第12条 削除

(協議会の費用弁償)

第13条 協議会の会議出席並びに協議会を代表して出張したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 費用弁償の額は、職員旅費支給条例（昭和26年芽室町条例第23号）に定める2級相当額とし、支給方法は町職員の旅費支給の例による。

第14条及び第15条 削除

(他の諸規程の準用)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項については、教育委員会及び町

の諸規程を準用する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から公布の日から施行する。

日程第 1 6

議案第 74 号

芽室町集団研修施設設置及び管理条例施行規則中一部改正の件

芽室町集団研修施設設置及び管理条例施行規則の一部を改正しようとするもので
あります。

令和 2 年 3 月 27 日提出

芽室町教育委員会教育長 程野 仁

芽室町集団研修施設設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

芽室町集団研修施設設置及び管理条例施行規則（平成3年教委規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「毎週火曜日」の次に「及び水曜日」を加える。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する

説 明

集団研修施設の開館日を変更することから芽室町集団研修施設設置及び管理条例施行規則を次のとおり一部改正しようとするものであります。

茅室町集団研修施設設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正案	現 行
<p>(休館日)</p> <p>第3条 研修施設の休館日は、次の各号のとおりとする。ただし、委員会が必要と認めたときは、変更又は臨時に休館することがで きる。</p> <p>(1) 毎週火曜日及び水曜日</p> <p>(2) 一略—</p>	<p>(休館日)</p> <p>第3条 研修施設の休館日は、次の各号のとおりとする。ただし、委員会が必要と認めたときは、変更又は臨時に休館することがで きる。</p> <p>(1) 每週火曜日</p> <p>(2) 一略—</p>

○芽室町集団研修施設設置及び管理条例施行規則

平成3年7月9日教委規則第4号

改正

平成10年2月26日教育委員会規則第3号

平成10年10月26日教育委員会規則第13号

平成15年12月26日教育委員会規則第16号

芽室町集団研修施設設置及び管理条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、芽室町集団研修施設設置及び管理条例（平成3年条例第22号。

以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(使用の時間)

第2条 研修施設（以下「研修施設」という。）の使用時間は、次のとおりとする。ただし、教育委員会（以下「委員会」という。）が特に必要と認めたときは、使用時間を延長又は短縮することができる。

区分	時間
1日	午前9時から午後5時まで
1泊2日	午前9時から翌日午後5時まで

(休館日)

第3条 研修施設の休館日は、次の各号のとおりとする。ただし、委員会が必要と認めたときは、変更又は臨時に休館することができる。

(1) 毎週火曜日及び水曜日

(2) 年末年始（12月30日から翌年1月6日まで）

(使用申請)

第4条 研修施設を使用しようとする者は、使用しようとする日の1週間前までに使用許可申請書（第1号様式）を委員会に提出しなければならない。

(使用許可)

第5条 研修施設の使用を許可したときは、委員会は、申請者に対し、使用許可書（第2号様式）を交付するものとする。

2 研修施設の使用許可を受けた者は、使用にあたって使用許可書を携帯し、係員の要求があったとき直ちに提示しなければならない。

(不許可の通知)

第6条 条例第6条の規定により使用の許可をしないときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(使用料の納入)

第7条 使用者は使用料の納入について、施設使用後速やかに納入するものとする。

(備付物件の使用料)

第7条の2 条例第7条ただし書きの規定による備付物件の使用料の額は、別表のとおりとする。

(使用料の減免)

第8条 条例第8条第2項の規定により使用料を減免することができる場合の基準は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 町内の中学生以下が使用するときは、その使用料を免除するものとする。
- (2) 町外の中学生以下及び高校生が使用するときは、その使用料の5割を減額するものとする。ただし、教育目的（幼稚園、保育所を含む。）で使用するときは、その使用料を免除するものとする。
- (3) 障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）に規定する者で、身体障害者手帳又は療育手帳若しくは精神障害者福祉手帳を持する者）が使用するときは、その使用料を免除するものとする。
- (4) 前各号に定めるもののほか、委員会が特に必要と認めるときは、その使用料を減免するものとする。

第9条 削除

(職員の立入)

第10条 使用者は、職員の職務上の立入を拒んではならない。

(使用者の遵守事項)

第11条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 公の秩序又は風俗を乱し、他人の迷惑になる行為をしないこと。
- (2) 使用許可を受けた施設、器材以外のものは使用しないこと。
- (3) 許可なく印刷物、ポスター類、看板等の張り付け及び設置は行わないこと。
- (4) 備付器材を許可なく外部に持ち出さないこと。
- (5) あらかじめ指定された場所以外での火気を使用しないこと。
- (6) 施設使用後は、火気の取締まり、備付物件を原状に復し、使用場所を清掃すること。

(7) その他職員の指示に従うこと。

(引率責任者及び付添人)

第12条 小学生、中学生及び高校生の個人及び各種団体が使用する場合は、引率責任者を1人以上必ずおき、適切な指導を行わなければならない。

2 就学前の個人及び団体が使用する場合は、保護者等責任ある者が付添人として同伴しなければならない。

(使用者の責任)

第13条 研修施設の利用による諸活動については、使用団体の引率責任者及び付添人の責任において指導及び監視を行うものとし、活動中におきた事故又は損害については、委員会は責任を負わない。

(目的外使用等の禁止)

第14条 使用者は、研修施設の使用許可を受けた目的以外に使用し、その全部を転貸し、又はその権利を他人に譲渡してはならない。

(販売行為等の禁止)

第15条 使用者は、研修施設又はその敷地内において、物品その他の物を販売し、又は金品の寄付募集等の行為を行い、若しくは行わせてはならない。ただし、委員会の許可を受けたときは、この限りでない。

(原状回復の義務)

第16条 使用者は、その使用が終わったとき、又は使用を停止されたとき、若しくは使用の許可を取消されたときは、直ちに使用の場所を現状に回復して返還しなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、委員会においてこれを代行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償)

第17条 使用者は、故意又は使用者の責に帰すべき過失により施設設備又は備付物件をき損、汚損若しくは滅失したときは、委員会の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第18条 この規則の施行について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第7条の2関係）

品目	単位	回数	使用料
陶芸窯	一式	1回	3,000円

様式（省略）

日程第 17

議案第 75 号

芽室町スポーツ推進委員委嘱の件

令和 2 年 3 月 31 日付け任期満了に伴い、スポーツ推進委員に関する規則第 3 条及び第 4 条に基づき、委員を委嘱しようとするものであります。

令和 2 年 3 月 27 日提出

芽室町教育委員会教育長 程野 仁

芽室町スポーツ推進委員名簿

氏 名	職 業	備 考
貫 田 正 博	農 業	再任
五十川 秀 子	主 婦	再任
樋 口 佳代子	主 婦	再任
児 玉 久	無 職	再任
土 井 槟 悟	農 業	再任
橋 詰 義 宏	会社員	再任
田 村 秀 直	会社員	再任
大 熊 美由紀	団体職員	再任
丹 野 寛	無職	新任
宿 谷 貴 博	会社員	新任

※ 委嘱期間 令和2年4月1日～令和4年3月31日（2年間）

○スポーツ推進委員に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第1項の規定に基づくスポーツ推進委員の職務その他スポーツ推進委員に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(職務)

第2条 スポーツ推進委員は、住民のスポーツの振興に関し、次の職務を行う。

- (1) 芽室町の行う社会体育、スポーツ振興事業の企画、推進に関すること。
- (2) 芽室町のスポーツ組織の育成拡充に努めること。
- (3) 教育関係機関その他行政機関、スポーツ団体のスポーツに関する事業に関し、求めに応じ協力すること。
- (4) 各種の体育事業等を通じて体育の啓もう宣伝につとめること。

(定数)

第3条 スポーツ推進委員の定数は、15人以内とする。

(任期)

第4条 スポーツ推進委員の任期は、2年とする。ただし、補欠のスポーツ推進委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育委員会は、前項の規定にかかわらず、特別の事由があるときは、前項の期間中においてもスポーツ推進委員を解嘱することができる。

3 スポーツ推進委員は、再任されることがある。

(服務)

第5条 スポーツ推進委員は、相互に密接に連絡し協力しなければならない。

2 スポーツ推進委員は、その職務を遂行するに当つて法令、条例並びに教育委員会の定める規則及び規程に従わなければならない。

3 スポーツ推進委員は、その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(研修)

第6条 スポーツ推進委員は、常にその職務を行う上に必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

(委任)

第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。